

◎ 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部を次のように改正し、2022年2月25日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第 2 条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。</p> <p>(注) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 事務次官通知により示された様式</p> <p>(表紙)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; font-size: 24px;">療 育 手 帳</p> <p style="text-align: center; font-size: 18px;">〇〇〇 県 (市)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>氏 名</p> <p>明治 大正 昭和 平成 年 月 日生</p> </div> </div> <p>(大きさは、日本工業規格B列7番とする)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第 2 条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。</p> <p>(注¹) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 事務次官通知により示された様式</p> <p>(表紙)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; font-size: 24px;">療 育 手 帳</p> <p style="text-align: center; font-size: 18px;">〇〇〇 県 (市)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>氏 名</p> <p>明治 大正 昭和 平成 年 月 日生</p> </div> </div> <p>(大きさは、日本工業規格B列7番とする)</p>

改正前

改正後

(2ページ) (17ページ)

本人			
性別	住所		
男女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種知的障害者			
保護者			
氏名	続柄	職業	電話
住所			

— (2) —

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

(2ページ) (17ページ)

本人			
性別	住所		
男女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種知的障害者			
保護者			
氏名	続柄	職業	電話
住所			

— (2) —

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

(3～16 ページ省略)

(3～16 ページ省略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡) により示された様式

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡) により示された様式

療育手帳 ○○県(市) 第 号	
交付	再交付
氏名	生 性別
住所	続柄
保護者氏名	住所
障害の程度(総合判定)	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
航空割引	
判定年月日	判定機関 ○○県(市)
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	公印 1.2×1.2 cm

写真 2.7 × 2 cm

8.5cm 5.4cm

療育手帳 ○○県(市) 第 号	
交付	再交付
氏名	生 性別
住所	続柄
保護者氏名	住所
障害の程度(総合判定)	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
航空割引	
判定年月日	判定機関 ○○県(市)
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	公印 1.2×1.2 cm

写真 2.7 × 2 cm

8.5cm 5.4cm

改正前	改正後
<p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分します。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。</p> <p>3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>(注2)「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による療育手帳に代わるものとする</u>ことができる。</p> <p>2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分します。</p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいいます。</p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。</p> <p>3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> <p>(以下略)</p>